

「光が丘第四中学校跡施設活用庁内調査結果」における活用候補施設（機能）の旧光が丘第七小学校での実施の可否について

No.	カテゴリ	機能・施設	概要	活用規模 (旧光七小校舎活用の有無)	旧光が丘第七小学校で実施する場合の課題
1	一時移転	学校改築時における一時移転施設	学校改築の際の「改築ステーション」として活用することにより、校庭に仮設校舎を建設するコストの削減、工事期間の短縮を図る。	敷地全域 (既存校舎を活用)	<ul style="list-style-type: none"> 長く利用していない旧光が丘第七小学校校舎を学校として再利用するためには、改修工事に多額の費用を要する。 現在、光が丘地区近隣(徒歩圏内)で改築・大規模改修を検討している学校は1校のみ。 遠方の小中学校が活用する場合には、バス送迎などの検討が必要。
2	一時移転	区立障害者自立支援施設(通所)の改修等における一時移転施設	区立障害者自立支援施設(通所)の改修時の一時移転施設として活用する。	校舎1フロア (既存校舎を活用)	影響なし
3	一時移転	心身障害者福祉センター(障害者通所施設)の一時移転施設	中村橋区民センターの大規模改修時の心身障害者福祉センター(障害者通所施設)の事業実施場所として活用する。	校舎1フロア (既存校舎を活用)	影響なし
4	医療	練馬光が丘病院の整備			
5	福祉	特別養護老人ホームの整備	平成28年12月末時点、約1,360人の特養待機者が発生しており、今後も高齢者人口は増加し、要介護認定者数の増加も見込まれることから、特別養護老人ホームを整備する。	敷地全域 (既存校舎除却後、新設)	影響なし
6	防災	物流拠点機能をもつ倉庫の整備	発災時の物資受け入れ・仕分け等を行う物流拠点物流拠点機能を持った倉庫を整備する。	500㎡程度 (既存校舎除却後、新設)	影響なし